



<別紙>

障害のある子どもの放課後活動、
障害のある青年・成人の余暇活動についての質問
回答欄

受信情報 2020/06/22 17:36
NO. 4608 P. 3

1. 放課後等デイサービスの制度改善について

障害のある子どもの放課後活動を支える、国の制度として、放課後等デイサービスがあります。

2018年度に実施された、障害福祉サービスの報酬改定では、“もうけ本位の悪質な業者を除く”という理由で、“子どもの障害の重さを指標で判定した結果、障害が重い子どもが半数以上いなければ報酬を大幅に削減する”という改定が行なわれました（指標判定と報酬区分）。これによって、もうけ本位とは無縁の事業所まで運営困難に至るといった問題が起こっています。

また、新型コロナウイルスの問題では、感染を避けるため、子どもが事業所を欠席したり、事業所を休所したりすると、報酬が激減する問題が起こりました。そのため国は、欠席した子どもに、家庭で代わりの支援をすれば報酬が支払われる手立ても取りましたが、家庭で行うには無理な課題を強いることになったり、事業所を欠席するのに保護者は利用料を支払うことになったりする問題が、さらに生じています。これらの問題の背景は、出来高払いで報酬が支払われる（それにとまって、保護者の利用料も発生する）という、今の制度の仕組みがあります。

2021年度には次期報酬改定が予定されています。私たちは、この機会に、指標判定・報酬区分は廃止するとともに、出来高払いの報酬制度を大幅に見直すべきだと考えます。都として、こうした方向で、国に強く働きかけてほしいと考えます。

また、国の対応を待たずに、以上のような方向で、都独自に対策を講じてほしいと考えます。事業所の運営を安定させるために、東京の社会的な位置、地価の高騰、最低賃金の値上げなどを考慮した、都独自の補助も必要と考えます。

これらについて、どのようにお思いですか（以下のいずれかに○印をお書きください）。

かるが花始

- ① そう思う []
- ② そう思わない []
- ③ その他 [○]

2020年 6月22日 17時48分

何かご意見がございましたら、お書きください。
 都では、各区市町村にシフトヒト1名の放課後等デイサービス事業所設置を目指して、区市町村への整備補助や開設準備経費への包括補助を行っており、報酬制度については国が決定するものですが、昨今の臨時休業に伴うサービスの利用増に対しては、都独自の支援を実施しており、引き続き放課後等デイサービスの充実に向けに施策を展開して参ります。

2. 障害包括補助の制度改善について

特別支援学校等を卒業すると、放課後等デイサービスは利用できなくなるため、青年・成人期の余暇活動を求める声が高まっています。郡内で自主的に活動しているグループは、困難な運営を余儀なくされながらも、次のような重要な役割を果たしています。

- (1) 地域での自立生活が福祉計画化されていても、入所施設は少なく、居宅支援は常に人材不足となっている中で、重い障害のある、1人で過ごせない人への支援、親の就労・高齢化への支援を行なう。
- (2) 社会生活の向上を図り、健康や学習、生きがいを確保するとともに、労働や日中活動への意欲を高める。

郡は、青年・成人の余暇活動も、郡の独自制度である「障害者施策推進区市町村包括補助事業」の補助対象にしているもの、区市町村の財政負担が生じるため、補助対象となる活動が増えていません。また、補助対象となっても、日常的な活動ではなく、単発的な行事ばかりになっていて、(1)で掲げたような活動への支援策にはなっていません。

私たちは、障害のある青年・成人の余暇活動が発展するように、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」の補助率の見直しなど、区市町村が積極的に参加・計画できるような拡充が必要であると考えます。

これについて、どのようにお思いですか（以下のいずれかに○印をお書きください）。

- ① そう思う []
- ② そう思わない []
- ③ その他 []

何かご意見がございましたら、お書きください。
 郡内では包括補助の中で青年・成人の余暇活動の補助対象にしております。包括補助制度は、実施主体である区市町村が、地域の実情に依って柔軟に取組を可能とする制度であり、区市町村に依り、積極的に活用を奨励しております。
 今後、障害のある方など就労に困難を抱える方々の雇用の場の拡大と自立を促進する取組である「リビング・ワーク」の普及など、障害のある方の暮らしの支援をすすめてまいります。

以上です。ご協力ありがとうございました。回答欄の用紙2枚のみをご送付いただけますと幸いです（送り状は不要です）。

- ご回答いただいた候補者のお名前 [小池 ゆりこ]
- 候補者事務所のご担当者のお名前 []
- 候補者事務所の連絡先 03-6383-3333

- ご回答の期限 6月28日（日）
- ご回答の送付先
 特定非営利活動法人かるがも花々会 加辺 滋樹
 FAX 042-477-6493
 E-mail karugamo@iaa.itkeeper.ne.jp

かるがも花々会

2020年 6月22日 17時48分